



ハッチンソンの公立銀銀行計画 (藤井定義/耳野皓三教授記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅羽, 良昌 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001614

ハッチンソンの公立銀銀行計画

浅羽良昌

1. はじめに

銀・金に償還可能な安定した通貨の供給と、隣接植民地発行の公立土地銀行券の受領拒否とを図った私立の銀銀行が、1733年に組織されたが、その目的を十分に達成することは出来なかった。推進主体は、圧倒的にボストンを中心に他の海港都市に居住する有力な商人と政治家の一部であり、応募者は彼等を含み91名にも達した。38年と39年、今度は一転して、政府運営による公立の銀銀行の実現が2度にわたり計画された。これを推進したのは、トマス・ハッチンソン父子 (Thomas Hutchinson, Sr. 不明-1739年。以下、4代目ハッチンソンと記す。その息子 Thomas Hutchinson, 1711年-80年) をはじめとするボストン中心の商人や政治家、さらには他の地域に居住する有力者であった。28名がこれに加担した。7名は33年の私立銀銀行にも参加したメンバーであった。この計画は、既発の公的信用証券（公立土地銀行券を含む）の回収を前提とするベルチャー総督 (Jonathan Belcher) やイギリス本国の意向により瓦解したが、真の挫折理由はむしろ借用者たる応募者の手元に、発行証券をリンクするために必要な銀・金たる金属貨幣が不足していたことによる。

本稿は、この公立銀銀行計画具体化の経緯・背景・特徴・推進主体・挫折理由を、植民地時代ニュー・イングランドにおける貨幣・金融史の展開過程やイギリスの対アメリカ貨幣・銀行政策を考慮に入れながら検討する。この公立の銀銀行については、ディヴィス (Andrew McFarland Davis)⁽¹⁾ とメッツ (Wi-

(1) Davis, *Currency and Banking in the Province of Massachusetts Bay*, 2 vols., vol., 1 (*Currency*), vol. 2 (*Banking*), The Macmillan Company for the American Economic Association, New York, 1900, 1901, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970. *Colonial Currency Reprints (C.C.R.) 1682-1751*, 4 vols., 1910, rpt., Burt Franklin. "Boston 'Banks' —1681—

William Dewitt Metz⁽²⁾ の研究がある。デイヴィスはこの銀行の特徴を明示するとともに、これに加担した人々の名前をリスト・アップした。彼は銀行計画者・応募者の社会・経済的地位を一切具体的に提示しないままに、推進主体をボストンにおける立派な身分の商人とした。メッツもこの銀行の経緯と背景・特徴について言及するが、推進層についてはハッチンソン父子が主要な提唱者であると主張するにとどまった。⁽³⁾⁽⁴⁾

筆者は両者の研究に依存しつつ、デイヴィスがリスト・アップした銀行応募者の社会・経済的地位を調査するとともに、彼等の経済的利害がどの辺りにあったのかを明確にしたい。そして、この銀行計画が33年のそれと同様、銀・金に裏付けされた安定した通貨の発行を目指したものであったとしても、両銀行の間には運営主体の相違のみならず、内容自体もかなりの隔りがあったことを提示したい。すなわち、私立の銀銀行はあくまでも民間運営であり、それゆえにまた発行された銀行券が応募者相互間に限定されることとなる。これに対し、公立の銀銀行によって発行された銀行券は、法貨に指定され幅広く流通することとなる。のみならず、公立の銀銀行は、33年の私立の銀銀行よりもさらに安定した通貨の発行を企図したものであり、最終的には政府による統一的な貨幣・通貨制度の樹立を目的としたものであった。デイヴィス、メッツとともに両銀行におけるこの基本的な相違についての認識が欠如し、本銀行の特徴をはじめ挫折理由についても明確になしえなかった。

本稿は当時における強硬な硬貨主義者ハッチンソンをこの銀行計画の中核にすえ、彼自ら発表したパンフレット『手紙』と『マサチューセッツ代議院議事

1740—— Those who were interested in them.” (Banks), *The New England Historical and Genealogical Register*, vol. LVII, Boston, 1903.

(2) Metz, *Politics and Finance in Massachusetts 1713-1741*, Unpublished Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1945.

(3) Davis, *Currency*, p. 141.

(4) Metz, *op. cit.*, p. 472.

(5) このパンフレットの原名は、*A Letter to a Member of the honourable House of Representatives, on the present State of the Bills of Credit*, Boston, 1736. である。原文と内容については、Davis, *C. C. R.*, vol. 3, pp. 151-162.

(6) 錄』・『商務院議事録』⁽⁷⁾ 等を主に利用しながら、この銀行の解明に光をあてる。彼は周知のように、49年、対外遠征費の返済金を対内通貨に転用して、公的信用証券を回収し、マサチューセッツに銀・金を基礎とする硬貨本位制度の復帰を図った最大の功労者だった。この銀行計画も彼が長年にわたり企図した政府主導によるこの硬貨本位政策を実現するための一環としてとらえることにより、植民地時代ニュー・イングランドにおける貨幣・銀行史にしめるその歴史的位置づけを明らかにしたい。

2. ハッチンソン略伝

トマス・ハッチンソンは、同名の父トマス (Thomas) とサラ (Sarah) の息子として、⁽¹⁾ 1711年にボストンで生誕した。彼は、1634年、イギリスのリンカーンシャー (Lincolnshire) からマサチューセッツに渡り、その後ロード・アイランド建設の基礎をつくったウィリアム (William 不明-1642年) とアン (Anne 1591年-1643年)⁽²⁾ から数えてハッチンソン家の5代目にあたる。2代目エドワード (Edward) は代議員を長年務めた。3代目のエリシャ (Elisha 不明-1717年) はサフォーク郡民事訴訟裁判所判事を務める一方、1717年に死亡する迄30年近く参議員の要職にあった。硬貨主義者として有名であったが、

(6) *Journals of the House of Representatives of Massachusetts (J. H. R.)*, The Massachusetts Historical Society, The Riverside Press, Cambridge, 1919.

(7) *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations (Board of Trade Journal)*, 1930, rpt., Kraus Reprint, Nendeln, Liechtenstein, 1970.

(1) ハッチソンの経歴ならびに生涯については、*Dictionary of American Biography (DAB.)*, Allen Johnson Charles Scribner's Sons, New York, 1927, rpt., 1957. ハッチソンの項目、pp. 439-443. を参照。Malcolm Freiberg, "Thomas Hutchinson and the Province Currency." (Province Currency), *The New England Quarterly*, vol. XXX, no. 2, 1957, pp. 190-208. Freiberg, "Thomas Hutchinson: The First Fifty Years, 1711-1761." (Thomas Hutchinson), *The William and Mary Quarterly*, Third Series, vol. XV, no. 1, 1958, pp. 35-55. 今津晃『アメリカ独立の光と翳——独立200年の源流をさぐる』清水書院、1976年、第IV章参照。

(2) アンについては、*DAB.*, アンの項目、pp. 436-437. を参照。

1686年に提案・計画されたブラックウェルの銀行に関与した。⁽³⁾ 4代目のトマスは1708年代議員、14年参議員に選出され、それ以来短期間を除き39年の死亡時迄参議員であった。父以上に硬貨主義者として有名であり、インフレーション的な貨幣・通貨政策に一貫して反対するのみならず、通貨収縮、さらには銀・金に償還可能な安定した通貨の発行、すなわち公立の銀銀行計画を図った。その息子トマスは23年、12歳でハーバード大学に入学し、27年卒業した。3年後、M.A.の学位を取得した。卒業後ただちに商業生活に入り、21歳で彼は400ないし500ポンドを蓄財した。さらに船舶1隻の共同所有者でもあった。34年、彼はロード・アイランド植民地ニューポートのサンフォード(Mr. Sanford)の次女マーガレット(Margaret)と結婚した。37年、26歳の時ボストンの行政委員に選出されたのをふりだしに公生活に入り、同年ボストン選出の代議員に選ばれた。39年を除き48年迄この席にあり、46年から48年には代議院の議長にも選出された。40年、サフォーク郡の治安判事に任命された。49年、代議院選挙に落選したが参議員に選出され、以後66年迄17年間この職にあった。52年、サフォーク郡の検認裁判所判事ならびに民事訴訟裁判所判事になった。58年、副総督に任命され、60年には上級裁判所の主席判事となった。この時期、参議会議長にも選出されるにおよび、マサチューセッツ政治上最も影響力を行使する政治家になった。69年、バーナード(Francis Bernard 1712年-79年)総督の不在によって代理総督を務め、71年には総督に昇任した。ここに至り、マサチューセッツ最高の権力を握った。

彼が政治権力を確実に掌握していく過程は、イギリス本国とアメリカ植民地との関係が64年以来の砂糖法・印紙法・タウンゼント諸法を契機として険悪な状態に陥った時期とちょうど符合した。こうした状況の中で65年8月26日、印紙法への反対運動のさ中に、群衆によって家を襲撃された。この事態は、彼がマサチューセッツ保守派勢力の中の指導的人物のみならず、イギリス本国に忠実な人物ともくされていたことを示している。その後の経緯により、彼は王党派中最大の人物に押し上げられることとなった。代理総督就任8ヵ月後の70年

(3) 拙稿「ブラックウェルの銀行計画について——アメリカ最初の発券銀行企画」『金融経済』198、1983年、39-41頁。

3月、ボストン虐殺が、総督就任2年後、独立戦争の除幕ともいべきボストン茶会事件が73年12月に勃発した。翌年5月総督を辞任し、6月1日ロンドンに向けて出発した。ハッチンソンの渡英から1年後、ボストン郊外レキシントンでイギリス軍とアメリカ義勇兵との間で武力衝突がおきた。翌年には独立宣言が発せられ、植民地は単なる自治ではなく、眞の独立を宣言した。79年、ハッチンソンの財産は土地没収法で没収され、9万8,000ポンドを超える価格で売却された。80年6月9日、ハッチンソンは望郷の念に駆り立てられながら、68歳で一生を終えた。ハッチンソンの没後3年目のパリー条約によって正式の講和条約が調印され、若き共和国アメリカが誕生した。

王党派としてマサチューセッツきっと政治権力を掌握したハッチンソンは、代々商業に従事する家柄であった。5代目にあたる彼の時代には、商人として順調な道を歩んできた名門の歴とした大商人になっていた。彼自身もまた商才にすぐれ、大学時代から才能を発揮していた。断片的な資料に限定されるが、30年代にあってニューポートその他の地域でワインを販売していたし、フィラデルフィアとの取引も行っていた。40年には共同にて航海船舶の保険業務も取り扱った。また、ジョージ王戦争中の46年、植民地の軍隊に必需品を供給していた。51年にはアイルランドの牛肉、さらにはカディス（スペイン）の塩⁽⁴⁾の委託販売も行っていた。彼は船舶を所有し、単独もしくは共同でイギリス本国との取引を中心に海外からの輸入業務に主に従事していた。茶会事件で問題となった東インド会社の茶の荷受販売人の1人となったのも、委託販売たる大商人としての一側面を如実に示している。ちなみに、彼の他にその任にあたったのはクラーク（Richard Clarke）、ファンル（Benjamin Faneuil）、ウィンズロー（Joshua Winslow）⁽⁵⁾であった。いずれも当時の大商人であり、王党派のメンバーであった。彼は父からの世襲財産をさらに殖やし、ボストンの自宅を含む家8軒、波止場2その他多数の不動産の持主となった。その上、74年の彼自身の言葉によると、イギリス本国への投資も行っており、東印度会社へ3,600ポンド、公債へ400ポンドをつぎこんでいた。⁽⁶⁾

(4) Freiberg, Thomas Hutchinson, pp. 39-40.

(5) DAB., クラーク（1711年-95年）の項目, pp. 161-162. を見よ。

(6) Freiberg, Thomas Hutchinson, p. 42.

こうした彼は貨幣・通貨問題に対し、早くから並々ならぬ情熱を示した。この問題につき彼が活躍した時期を彼の主張した内容から見て3時期に区分出来よう。第1期は30年代後半、第2期は40年、第3期は49年前後である。

まず36年、公生活に入る1年前には彼は父の影響を受けつつパンフレット『手紙』を発表し、政府運営の公立銀銀行を提案した。そして38年と39年の2回にわたり、この小冊子で示された内容とほぼ同一の計画を、代議員の一員として議会へ提出するのに深くかかわった。この両年の計画が、本章の対象である。結果は無残にも瓦解した。

彼はこれにこりず40年3月14日、私立土地銀行と私立銀銀行の対立と抗争の進行中に独自の通貨改革案を提示した。⁽⁷⁾ 彼が参議会に示した提案は、ほぼ次のようなものであった。植民地の信用証券が21万ポンド未済のまま流通している。その内4万ポンドがローンにより公立土地銀行券として貸し出されており、17万ポンドは41年の末迄に回収されることとなろう。それゆえに、彼はイギリスのある会社もしくは私的な商人から銀22万オンスもしくはそれに相当する金を10年間利率4%で借り入れるべきであると主張した。この銀を対内通貨に転用し植民地を正貨基礎に復帰させるべきである、ともした。銀1オンス6シリング8ペニスで換算すると、この22万オンスは7万ポンド(ニュー・イングランド通貨)、そして5シリング2ペニスで換算すると5万2,000ポンド(英

(7) *J.H.R.*, vol. 17, p. 235. その経過は代議院議事録によると次の通りである。

① 1740年3月14日。同日参議会を通過した彼の覚書——すなわち流通手段に関し、植民地の利益のためになる提案——が参議会より代議院へ回付される。朗読の後、参議会へ送付される (*Ibid.*, p. 235.)。② 同年3月18日。参議会はこの覚書を検討する委員会を設け、代議院とともにこれを考查し、報告する合同委員会の設置を求める。メンバーにはウェンデル (Jacob Wendell) 他3名が任命される (*Ibid.*, p. 243.)。③ 同年3月19日。上記の覚書が再度代議院へ回付される。朗読するも、同意せず (*Ibid.*)。④ 同年3月21日。代議院はこの覚書を拒否し、参議会へ送付する (*Ibid.*, p. 250.)。

(8) この覚書の内容については、Thomas Hutchinson, *The History of the Colony of Massachusetts*, 3 vols., vol. 2, Boston, New England, 1767, rpt., Arno Press, New York, 1972, p. 393. Metz, *op. cit.*, pp. 501-502. Davis, *Currency*, pp. 146-147. Freiberg, *Province Currency*, pp. 193-194. Freiberg, Thomas Hutchinson, p. 40. Joseph B. Felt, *Historical Account of Massachusetts Currency*, Boston, 1839, rpt., Burt Franklin, New York, 1968, p. 96.

(9) 貨) に等しかった。この元本と利子の支払には、議会が定めた商品に対する内国消費税を徴収することにより実現すべきであるとした。参議会はこの提案に真剣な興味を示し、それを検討する委員会を設置したが、代議院が反対し、挫折した。かくして、ボストンの有力かつ指導的な商人の一部は私立の土地銀行に反対しつつ、33年の私立の銀銀行とほぼ同一の私立の銀銀行の設立に走った(10)。ハッチンソンはこの私立の銀銀行には加担せず、静観した。

彼が最後に行った提案は、44年-48年のジョージ王戦争によるカナダ遠征費用の補償をイギリスからえられるとの情報から出発した。すでに47年、枢密院は補償の支払を認めていた。この戦争期間中、マサチューセッツは戦費調達のために莫大な額の公的信用証券を発行し、48年には44年の水準の約5倍という異常な額に達していた。いきおい、銀1オンスは公的信用証券で30シリングから56シリング6ペニスとなった。当時代議院議長であった彼は、この補償金を使用して減価したこの未済の大量の公的信用証券を回収し、銀・金に基づく貨幣・通貨制度の確立を図ろうとした。具体的には補償金18万3,649ポンド2シリング $\frac{1}{2}$ ペニスと借入金によって、未済の公的信用証券全額をある一定の比率で償還せんとした。この提案は48年2月16日、代議院に提出された。2月24日、両院の合同委員会によって法案の上程とともに報告がなされたが、本格的な審議は行われなかった。10ヵ月後の12月29日、この提案は再度提出され、審議を行い、49年1月6日、否決された。しかし、1月10日、緊急動議によって再度審議され、1月25日、彼の提案は修正の上で最終的な許可をえた。償還を50年

(9) Davis, *Currency*, p. 147.

(10) この両銀行については、別稿にて論じる予定である。

(11) Metz, *op. cit.*, p. 542.

(12) この内容については、Freiberg, *Province Currency*, pp. 196-199. Freiberg, Thomas Hutchinson, pp. 48-49. Metz, *op. cit.*, p. 542. Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, pp. 439-440.

(13) この経緯は代議院議事録によると、以下の通りである。① 1748年2月16日。この植民地の取引手段を規制する覚書を提出する。この問題を検討する合同委員会が設置される(*J. H. R.*, vol. 24, pp. 255-256.)。② 同年2月24日。上記委員会によって準備された法案とともに、この委員会の報告がなされる(*Ibid.*, p. 276.)。

(14) この法律は、*Province Laws*. ——1748-49. Chapter 15. である。The Acts

3月31日から翌年の3月31日迄の1年間で行うこととしたこの内容は、彼の以前の2つの提案とは基本的に異なっていた。前者は10年間かけて徐々に正貨復帰への道を歩もうとしたのに対し、これはわずか1年という短期間にて一気にそれを達成せんとした。当然の結果として、安定した貨幣・通貨制度は確立されるものの、通貨収縮によるデフレーション的現象が招来することは明白であった。事実、49年5月の選挙ではハッチンソンのみならず、これを決定した旧代議員45名が落選した。⁽¹⁵⁾ ハッチンソンの貨幣・通貨改革は従来より公的信用証券に親しんできた、さらには公立土地銀行券を容易入手出来た住民にとっては大きな痛手であり、これ以後潜在的な不満の種となつた。

いずれにしても、強硬な硬貨主義者ハッチンソンが36年『手紙』を発表して以来一貫して求めてきた政府による安定した貨幣・通貨制度の確立は、約15年後に漸く実現を見るに至つた。と同時に、このことが彼をして不安定な信用証

and Resolves, Public and Private, of the Province of the Massachusetts Bay (Acts and Resolves, of Mass.), vol. 3, Boston, 1878, pp. 430-441. この経緯は次のようである。① 1748年12月29日。A Bill entitled, An Act for drawing in the Bills of Credit of the several Denominations, which have at any Time been issued by this Government, and are still outstanding, and for ascertaining the Rate of Coined Silver in this Province, for the future, の第1読会がもたれる (*J.H.R.*, vol. 25, pp. 161-162.)。② 同年12月30日。上記法案の第2読会がもたれる (*Ibid.*, p. 162.)。③ 1749年1月5日。上記法案が検討され、討議される (*Ibid.*, pp. 169-170.)。④ 同年1月6日。上記法案が否決される (*Ibid.*, pp. 170-171.)。⑤ 同年1月6日。上記問題を検討する動議が提出され賛成される。合同委員会が設置される (*Ibid.*, p. 171.)。⑥ 同年1月10日。The Bill Intituled An Act for drawing in the Bills of Credit of the several Denominations which have at any Time been issued by this Government, and are still outstanding, and for ascertaining the Rate of coined Silver in this Province for future. の第1読会がもたれる (*Ibid.*, p. 174.)。⑦ 同年1月11日。上記法案の第2読会がもたれる (*Ibid.*, pp. 174-175.)。⑧ 同年1月14日。上記法案の修正について検討する (*Ibid.*, p. 176.)。⑨ 同年1月17日。上記法案の第3読会がもたれ、通過する (*Ibid.*, p. 180.)。⑩ 同年1月25日。上記法案を制定することが決議される (*Ibid.*, p. 191.)。⑪ 同年1月26日。上記法案は法律として通過する。本法律の主要内容は補償金全額と49年度の租税收入7万5,000ポンドの徴収によって、未済の公的信用証券を償還することにあった (*Acts and Resolves, of Mass.*, vol. 3, p. 441.)。

(15) Freiberg, Province Currency, p. 200.

券の発行や、いずれの私立の銀行、なかでも40年の私立の土地銀行計画に対して、当然のことながら、厳しい姿勢で臨ませる機縁となつた。

3. 銀行計画の経緯と『手紙』・『原案』・『法案』⁽¹⁾⁽²⁾

〔I〕 銀行計画の経緯

両公立銀銀行計画の議会での検討の内容と、それが最終的に失敗する迄の過程とを代議院議事録に基づいて示せば次の通りである。

1) 1738年の銀行

① 1737年12月2日。公的信用証券を検討する合同委員会が設置され、代議院代表委員にハッチンソン、クッシング、ホイールライト (John Wheelwright)⁽³⁾ 他3名が任命される。

② 同年12月22日。合同委員会の報告がなされる。A Bill entitled, An Act for the Emission of Sixty thousand Pounds in Bills of Credit of a new Form and Tenor to be redeemed by Silver and Gold. の第1読会がもたれる。⁽⁴⁾

③ 同年12月23日。上記法案の第2読会がもたれる。⁽⁵⁾

④ 同年12月24日。上記法案の第3読会がもたれ通過する。⁽⁶⁾

⑤ 1738年1月4日。ベルチャー総督は次のような演説をする。「両院を通過したこの法案には陛下の特別な許可がない限り、私の同意を与えることは出来ない。また現在未済のまま流通している信用証券を回収する効果的な条項をこの法案に挿入することが、国王の許可をえる方法と考える」と。⁽⁷⁾

(1) これはハッチンソン父子の影響の下に議会へ提出されたものである。詳細については、本項目〔II〕を見よ。

(2) これは原案の一部が修正され、両院を通過したものである。本項目〔II〕を参看せよ。

(3) *J.H.R.*, vol. 15, pp. 182-183.

(4) *Ibid.*, p. 230.

(5) *Ibid.*, p. 231.

(6) *Ibid.*, p. 233.

(7) *Ibid.*, p. 264.

⑥ 同年1月5日。代議院はこの提案を拒否する。⁽⁸⁾

⑦ 同年1月6日。応募申込に関する動議が提出され、その合同委員会代議院代表委員にハッチンソン、クッシング、ホイールライト、チーバー (Ezekiel Cheever) ⁽⁹⁾ が任命される。

⑧ 同年6月6日。1万9,000ポンドの応募申込しかなく、この計画は瓦解する。⁽¹⁰⁾

2) 1739年の銀行

① 1738年12月20日。動議が提出され、6万ポンドを発行する〔前述の〕法案を検討するよう命令される。⁽¹¹⁾

② 同年12月22日。この問題を検討する合同委員会メンバーとして、参議会は4代目ハッチンソン、ウェンデル、ウェルズ (Samuel Welles)、リンダ (Benjamin Lynde) を任命する。代議院は代議院議長クインシー (John Quincy)、ハッチンソン、リード (John Read)、シューウォル (Samuel Sewall) ⁽¹²⁾ 他3名を任命する。

③ 同年12月28日。4代目ハッチンソンの名で示された合同委員会の報告がなされる。その内容は、およそ次の3点である。(1) 銀もしくは金で償還される6万ポンドの証券を発行すること。(2) 既発の信用証券の価値を維持し、固定するために、この法律においてこれらの信用証券の回収を規定すること。

(3) 1738年5月1日以降に隣接植民地で発行された銀もしくは金で償還されない信用証券は、マサチューセッツにおける流通を禁止すること。⁽¹³⁾ (2)の項目は、代議院にて拒否される。(1)・(3)に関し、それぞれ別個に法案を準備する委員が任命される。(1)にはハッチンソン、シューウォル他1名が、(3)にはリード他2名 ⁽¹⁴⁾ がなる。⁽¹⁵⁾ (3)の法案は1739年1月10日に通過する。

(8) *Ibid.*, p. 267.

(9) *Ibid.*, p. 269.

(10) *Ibid.*, vol. 16, pp. 16-17. Metz, *op. cit.*, pp. 472-473. Davis, *Currency*, pp. 141-142. なお、1万9,000ポンドの数字はメッツとディヴィスの指摘である。

(11) *J.H.R.*, vol. 16, pp. 150-151.

(12) *Ibid.*, p. 155.

(13) *Ibid.*, p. 177.

(14) *Ibid.*, pp. 178-179.

(15) *Ibid.*, p. 207. なお、この法律は1738年5月1日以前に発行された信用証券については、その適用から除外した。Metz, *op. cit.*, pp. 480-481.

④ 同年12月29日。A Bill of Entitled An Act for emitting the Sum of Sixty Thousand Pounds in Bills of Credit [of a new Form and Tenor to be redeemed] by Silver and Gold. の第1・第2・第3読会がもたれ、通過する。⁽¹⁶⁾

⑤ 1739年1月5日。1738年12月29日に参議会を通過した上記法案の第1・第2読会がもたれ、修正後同意される。⁽¹⁷⁾

⑥ 同年1月9日。上記法案が否決される。⁽¹⁸⁾

⑦ 同年1月11日。上記法案を再考し、可決する動議が提出され、同法案は通過する。⁽¹⁹⁾

⑧ 同年1月12日。ベルチャー総督は両院を通過した上記の法案が、国王の訓令に矛盾するため同意出来ないと演説する。⁽²⁰⁾

⑨ 同年1月12日。ベルチャー総督に回答を求めるメッセージの作成・準備を図る、両院の合同委員会が設けられる。代議院代表委員にハッチンソン、クッシング、リード、ショーウォル他4名が任命される。⁽²¹⁾

⑩ 同年1月13日。両院の合同委員会によって作成・準備されたほぼ次のような内容のメッセージが報告される。「この法案もしくはこの種のある他の法案が効力を発揮しなければ、政府を維持し、また一般業務ならびにビジネスを行う上にも、当該植民地の陛下の善良な臣民は甚大かつ悲惨な窮境に立たされることとなる。もって、総督がこの法案もしくはこの種の法案に同意を下すよう要望する」と。⁽²²⁾

⑪ 同年1月16日。ベルチャー総督はこれに対し、国王の許可をえるべく最善を尽くす、とのメッセージを両院へ送る。⁽²³⁾

(16) *J. H. R.*, vol. 16, pp. 179, 181-182.

(17) *Ibid.*, p. 196.

(18) *Ibid.*, p. 204.

(19) *Ibid.*, p. 209.

(20) *Ibid.*, p. 213.

(21) *Ibid.*, p. 215.

(22) *Ibid.*, pp. 217-219.

(23) *Ibid.*, p. 223.

(12) 同年4月24日。1万3,000ポンドの応募の申込しかなく、この計画は瓦解する。⁽²⁴⁾

〔II〕 『手紙』・『原案』・『法案』

『手紙』はハッチンソンの構想を何よりも明らかにしており、『原案』はハッチンソン父子の影響の下に議会へ提出されたものである。『法案』は原案の一部が修正されるも、両院を通過したものである。ただし、『法案』の内容それ自体を示した個所ではなく、本稿への引用に際しては代議院議事録、さらには発行予定証券の記載事項を通じ判断した。ここでは、『手紙』と『原案』・『法案』を紹介するとともに、あわせて3者における相違点を明らかにする。

『手紙』は9頁からなる短い小冊子である。そこに示された提案理由と内容とを要約すると、次の通りである。まずは提案主旨は5点である。(1)植民地の唯一の貨幣たる信用証券は、変動しつつ不安定な状態にある。発行当初、信用証券の8シリングが銀1オンスと等価であったのが徐々に減価し、現在は27シリングとなっている。(2)この信用証券の減価によって甚大な損害が生じ、多くの人々に損失を与えている。例えば、固定収入で生活している未亡人、孤児、聖職者と多くの俸給生活者、さらには債権者がその典型である。(3)このことからの救済を図るために、我々は現在の貨幣（信用証券の意——浅羽）——想像上の価値しか有さない——を終わらせ、世界が現実の価値を与えていた銀と金を導入する以外にはない。(4)農民や職人はこの銀もしくは金をえることが出来ず、商人や実業家（the Merchant and Man in Trade）だけがこれを導入出来る。(5)この計画は、すでに何度か議会へ提出されたものである。

提案内容も5点であろう。(1)政府が新しい証券6万ポンドを発行する。これを10年間にわたり、貸付金1,000ポンドにつき毎年110ポンドを1オンス6シリング10ペニスの銀貨もしくはこれに相当する金貨で返済・支払う人々に貸し出す。(2)この返済額が上記の証券を償還もしくは交換するための十分なア

(24) Metz, *op. cit.*, p. 479. Davis, *Currency*, p. 142.

(25) Davis, *C.C.R.*, vol. 3, pp. 152-157.

(26) *Ibid.*, pp. 157-158. なお、(4)における***部分は、多分に既発の信用証券の価値を示す具体的な数値が記載されるはずであった。

ンドとなる。5年後の末に証券所持者に対し、その証券価値の半分が1オンス6シリング10ペンスの銀もしくはこれに相当する金で渡されよう。他の残りの半分は他の5年後の末に新しい証券で支払われ、もしくは交換される。(3)これらは法貨とされ、あらゆる支払に使用される。ただし、銀や金で支払う旨の特別の契約がある場合には、この限りではない。(4)これらの証券6シリング10ペンスは1オンス銀と等価であり、古い証券***と等価である。(5)他の政府発行の証券たる通貨は受領を禁止され、これを支払うもしくは受領する一切の人々が厳しい刑罰に処せられる。

彼は33年に組織された私立の銀銀行を批判している。ここで発行された証券は植民地の貨幣ではない。これは植民地の法律によって定めたものではなく、ただ単に1オンス19シリングの割合で銀にて支払う旨協定を締結した紳士の信頼があるに過ぎない。⁽²⁷⁾ 第一に重要なことは、貨幣そして植民地の債務を固定しきつ確定することである。このことこそが我々の浪費を少なくし、かつ我々の貨幣の減価以来現実に衰退しているトレードを、改善する一つの方向を示すものである。⁽²⁸⁾

『原案』は次の通りである。これはすでに経緯のところで部分的に明示したが、次のような内容であった。⁽²⁹⁾ (1) 銀もしくは金で償還する証券を6万ポンド発行し、貸し付ける。(2) 借用者は1,000ポンドにつき毎年105ポンドを1オンス6シリング8ペンスの銀、もしくは1オンス4ポンド18シリングの金で10年間支払う。(3) 発行された証券は、上述の比率の銀もしくは金で償還する。償還時期は半分を5年後、残り半分を10年後の末に行う。(4) 既発の信用証券の価値を維持・固定するために、回収租税ファンドを提示するように定める。(5) 1738年5月1日以降に発行された隣接植民地の信用証券は、銀もしくは金の償還がない場合、マサチューセッツでの流通を禁止する。⁽³⁰⁾

『法案』は以上の『原案』のうち、(4)を代議院に否定され、削除されたものである。そして後段において漸次明白となろうが、実はこの(4)の規定をたて

(27) *Ibid.*, pp. 158-159.

(28) *Ibid.*, p. 162.

(29) *J.H.R.*, vol. 16, p. 177.

(30) ただし、1738年の計画では(5)の項目はない。

に、ベルチャー総督ならびにイギリス当局はこの法案を許可するに至らなかつた。法案はハッチンソン父子の本意から乖離したものであった。もしこうした法案が総督の許可をえてイギリス本国に裁可されたとすれば、同植民地には政府によって同じように発行されたにもかかわらず、減価を予想される旧来の公的信用証券と、銀・金とリンクした公立銀銀行券とが同時併存的に流通することとなる。彼等にあっては既発の信用証券の回収を今後とも根気よく求めるこことによって、不本意にしろこの法案を認めようとした。この公立銀銀行の認可を契機に、彼等はあくまでも政府による安定した通貨、ひいては硬貨本位制度への道をさぐろうとした。それゆえにこそ、彼等は33年の私立銀銀行を批判し、さらには40年の私立銀銀行にも一切関与しなかった。内容が一見同一のように見えても、この私立の民間経営の計画ではマサチューセッツの貨幣・通貨改革、ひいては硬貨本位制度の確立はありえないことを、彼等は十分に意識していた。なお、運営主体の差はもとより、上述の2つの私立銀銀行と彼等の公立銀銀行とでは、同じく安定した通貨の供給を目指したものといえども、両者の間にはいくつかの相違点があった。この点については、4.・5.で詳述するが、ディヴィス、メッツともどもこうした認識は欠如していた。

『手紙』と『原案』・『法案』とでは次の点で若干の相違があった。『手紙』では1オンス銀を6シリング10ペンス、1オンス金をそれに相当する比率としたのに対し、『原案』・『法案』では、1オンス銀を6シリング8ペンス、1オンス金を4ポンド18シリングとした。当時マサチューセッツでは1オンス銀が6シリング8ペンスとされていたので、彼はそれに基づいて改めたものと思われる。これに伴い、『手紙』では1,000ポンドにつき110ポンドの返済とあるが、これを『原案』・『法案』では105ポンドとした。償還方法にも相違がある。『手紙』では半分を5年後の末に銀・金と、そして10年後の末に新しい証券と交換するとある。これに対し、『原案』・『法案』では5年後は勿論のこと10年後の末も銀・金と交換するとある。これは償還を完全に銀・金とリンクさせることにより、発行証券の価値の維持と固定化をねらったものと思われる。

なお、『手紙』・『原案』・『法案』とともに、次の2点について不鮮明である。第1は利率規定であり、第2は担保抵当物件に関する規定である。第1の点では確かにこれを明記した項目は見られないが、単純計算すると6万ポンドの発

行に対し、10年後には6万3,000ポンドが返済されることとなる。3,000ポンドが利子収入部分となり、運営資金もしくはファンドに充当されるものと推定される。第2の点でもこれに関する独自の規定はない。ただ、『手紙』においてハッチンソンは、銀・金の導入が農民や職人ではなく、取引している商人や実業家によって実現されると述べている。⁽³¹⁾ 銀・金での返済を可能とするような階層は実際には商人であり、彼等は当然に土地をも含む財産所有者であった。『手紙』・『原案』・『法案』には記載されていないが、暗黙のうちに多分に土地や動産担保提供者たる商人に対し証券が貸し出されたものと判断される。⁽³²⁾

ところで、こうしたハッチンソンの主張の根底には、商人としての利益（論理）が前面に出ている。債権者たる商人擁護が見られる一方、当時の他のパンフレットに見られたような農業・産業の育成、さらにはそれらの輸出奨励といった見解が全く見られない。公的信用証券の増発が購買力を創出し、需要を求め、その一部が海外輸入製品の購入に向かい、輸入超過の一因となったことは十分に考えられる。また彼自身も言うように、想像上の富（公的信用証券の意——浅羽）なくしては、贅沢や浪費のための供給品を持つことはなかろう。⁽³³⁾ しかしながら、これら想像上の富の有無のいかんを問わず、輸入超過による銀・金の流出が基本的な基調であったマサチューセッツ経済にあっては、国内の農業・産業の奨励・多角化は急務であった。ハッチンソンには、こうした農民・生産者としての見方は全く欠如していた。40年に一時設立を見た私立の土地銀行が別名 *Manufactory Scheme* と呼ばれ、大麻・亜麻・棒鉄・鎔鉄等の生産物による償還規定を設けていたことと対比し、際立った対照を見せていた。

4. 銀行計画の特徴とその計画背景

〔I〕 銀行計画の特徴

これらの計画は銀・金貨幣の不足と減価する公的信用証券（公立土地銀行券

(31) Davis, *C.C.R.*, vol. 3, p. 156.

(32) この点、33年の私立銀銀行が土地ならびに動産担保提供者に対し、証券を貸し付けることを明記しているのとは若干異なる。

(33) Davis, *C.C.R.*, vol. 3, p. 160.

も含む) の弊害を同時に打開するために、政府によって組織せんとしたものだった。あわせてこの計画は、ロード・アイランド政府発行の公立土地銀行券の流通を阻止せんとした。この銀行の特徴は、次の7点であろう。(1) 政府は議会を通過した法律に基づいて、貨幣を出資することなしに銀行を組織する。(2) 銀行は応募者たる借用者が提出する土地ならびに動産担保に基づき、単位額面の証券たる銀行券を発行し、貸し付ける。(3) 応募者は1,000ポンドにつき毎年105ポンドを10年間1オンス6シリング8ペニスの銀もしくは1オンス4ポンド18シリングの金で支払う。(4) 応募者によるこの返済額がこの銀行券の償還資金となる。(5) 発行証券の償還は一括払ではなく、5年目と10年目の末に前述の比率の銀・金にて行う。(6) この銀行券は法貨に指定され、あらゆる支払に使用される。(7) 不安定なロード・アイランド通貨の流通・受領を拒否する。

したがって、土地あるいは動産担保によって銀行券を発行するこの銀行は、何よりも土地担保発券銀行としての土地銀行の特徴を有していた。が、この銀行は銀・金による償還を規定している点では単なる土地銀行とは基本的に異なり、むしろ33年の銀銀行と同じ性格の銀行であった。ただし、次の諸点において33年の銀銀行とも違った。33年の銀銀行はあくまでも民間運営であり、そこで発行された銀行券の流通は応募者相互間に限定された。⁽¹⁾これに対し、この公立の銀行券は法貨として幅広く流通するものである。さらに私立の銀銀行は発行証券を銀1オンス19シリング、金1オンス13ポンド13シリング1½ペニスの割合としたのに対し、この公立銀行券は銀1オンス6シリング8ペニス、金1オンス4ポンド18シリングとした。後者における銀・金の価値は、植民地における銀・金の名目価値と一致していた。この点においてこの銀行は、33年の銀行よりもさらに安定した通貨の発行を意図していた。強硬な硬貨主義を指向する具体的表現が、ここに示されている。ただし、この銀行によって発行された証券は33年のそれと同様、古典的な意味における銀行券ではない。これはいずれ償還されるものとしても、それは要求払によったのではなかった。また発行

(1) 抽稿「植民期アメリカ最初の私立正貨銀行企画」『社会経済史学』第53巻第2号、1987年を参照。

経路からしても、商業手形流通に基づいたものとは言えなかつ。たゞこの公立銀行は何よりも政府が中心となり、銀・金を裏付けに安定した通貨の発行を図ったのみならず、これを通じ10年間かけて徐々に銀・金を基礎とする貨幣・通貨制度への道を模索せんとしたものだつた。

〔II〕 銀行計画の背景

こうした特徴を有した公立銀銀行は、どのような背景の下で進行したのであらうか。1730年代後半のマサチューセッツの貨幣・通貨問題は、ベルチャー総督が30年、イギリス本国より受け取った訓令等に現実に拘束されはじめた時期のものであった。⁽²⁾ 彼は31年4月2日、その趣旨をくんで所信を表明した。⁽³⁾ その内容は、第1に、41年迄に各法律に規定された期限と条項に基づき、一切の信用証券を回収すること、第2に、41年以降3万ポンド以上の信用証券を発行してはならないこと、であった。イギリス本国は時間をかけて信用証券の回収に乗り出す一方、その限度額を設け、より安定した貨幣・通貨制度の確立を目指していた。

ベルチャー総督もまたイギリス本国の意向を受け入れ、確実にこれを実現せんとした。が、一度膨張した通貨量をただちに収縮させることは非常に困難だった。代議院は総督等のサラリーとその他の経費を含む予算審議を利用し、ベルチャー総督を脅かし、通貨収縮に反対した。37年迄に彼は訓令に違反して⁽⁴⁾ 10万6,731ポンドの発行を認めざるをえなかった。その結果、30年から39年にかけて47万6,000ポンドから59万3,000ポンドへと逆に通貨量が増大した。その上、38年5月1日、隣接ロード・アイランド政府は33年に続き10万ポンドとい

(2) この訓令をベルチャー総督が代議院に提出したのは、30年12月16日であった。その内容については、J. H. R., vol. 9, pp. 353-354. Leonard Woods Labaree, *Royal Instructions to British Colonial Governors 1670-1776*, 2 vols., vol. 1, The American Historical Association, 1935, rpt., Octagon Books, Inc., 1967, pp. 220-221.

(3) J. H. R., vol. 10, pp. 104-105.

(4) Robert Eldon Brown, *The Road to Revolution in Massachusetts*, Unpublished Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1945, p. 60.

う大量の公立土地銀行券の発行を決定した。⁽⁵⁾ この不安定な通貨がマサチューセッツに流入することは、十分に考えられた。この時期信用証券で示された1オーンスの銀価格は、28ポンド6シリングとなった。

この時期ボストンを中心とする政治情勢に大きな変化が生じていた。すなわち、14年以降反体制派の指導者として活躍してきたクックが、37年の秋に死亡した。⁽⁶⁾ 彼は通貨問題に関し、通貨膨張を一貫して支持してきた。彼に代わってホイールライトが選出されるにおよび、ボストン選出の代議員4人はすべて総督派となり、sound money policy の支持者となった。⁽⁷⁾ 翌年の38年の選挙でも、ボストン選出の代議員にはハッチンソン、リード、クッシング、シューウォルが選ばれた。⁽⁸⁾ 4人ともやはり sound money policy の支持者であった。⁽⁹⁾ クックの死亡も相俟ち、反体制派グループが退潮し、通貨膨張を求める推進勢力は一時的にせよ事態の推移を静観せざるをえなかった。

かくして、ベルチャー総督にとって、通貨の安定を図る絶好の機会が到来した。37年、38年、39年、総督は41年の期限が近づくにつれ、公的信用証券のこれ以上の発行の不許可と、既発の公的信用証券の回収にのりだした。回収は租税によって行われるため、当然のこと重税感がただよいはじめた。⁽¹⁰⁾ こうした通貨収縮によるデフレーション的傾向に対し、あらゆる階層の人々が危機感をいだいた。38年と39年の計画は、まさに上述の錯綜した情勢の下に進行したものだった。

(5) この法律の原名は、An Act for Emitting of One Hundred and Four Thousand Pounds in Bills of Public Credit. である。10万4,000ポンドのうち、公立土地銀行券として発行・貸し付けられた額が10万ポンドである。 *Acts and Laws, of His Majesty's Colony of Rhode-Island, and Province-Plantations, in New England in America*, New Port, Rhode Island, 1745, pp. 172-176.

(6) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 391.

(7) ちなみに他の3人はハッチンソン、クッシング、プルート (Timothy Prout) であった。 *J. H. R.*, vol. 15, pp. 3-5.

(8) *Ibid.*, vol. 16, pp. 3-5.

(9) Metz, *op. cit.*, p. 473.

(10) *Ibid.*, pp. 470-471.

5. 銀行計画・応募者の分析と経済的利害

それでは、同植民地のこうした事情を背景にして、どのような人々がこの計画に参加し、これを推進したのであろうか。ハッチンソン父子が最も積極的に加担したことは、上述の検討からも明白である。この点に関し、まずはメッツとデイヴィスの見解を紹介することからはじめよう。

メッツはハッチンソン父子が法案にかかる合同委員会メンバーに参加したこと等から、彼等をこの計画の主要な主唱者とした。⁽¹⁾ただし、彼は推進層に關しこれ以上立ち入った分析を行わなかった。デイヴィスは、植民地時代マサチューセッツで企図されたさまざまな銀行計画・応募者のリストを作成するとともに、これらの計画に参加したメンバーの氏名を明らかにした。彼はそれらに参加した人々の社会・経済的地位を一切分析・提示しないがままに、次のように結論づけた。「33年の商人ノート（私立銀銀行の意——浅羽）、38年と39年に提案された植民地貸付局（公立銀銀行の意——浅羽）、さらには40年の銀銀行への応募者の名前は、全体としてインフレーション運動に反対したボストンの商人を代表している。」「土地銀行（40年の私立銀行の意——浅羽）応募者が、等しくインフレーション派であったことは正しいであろう。しかし、植民地における“the paper craze”紙幣狂瀬を阻止するために、38年（と39年の公立銀銀行——浅羽）にかくも精力的に奮闘した不滅の28名の中に、（私立）土地銀行応募者2人を我々は見つける」と。

以上がこの銀行計画を検討した2人の見解であるが、以下、デイヴィスがリスト・アップした銀行応募者を独自に調査・分析することにより、銀行応募者の性格の一端を明らかにしたい。表1は38年、表2は39年の公立銀銀行応募者名と彼等の社会・経済的地位を記載した。備考欄には、彼等がこの計画のほか

(1) Metz, *op. cit.*, pp. 471-472.

(2) Davis, Banks, p. 275.

(3) Ibid., p. 278. この2人とは、ハッチ（Estes Hatch）とオズグッド（Peter Osgood）である。彼等は土地銀行応募者約1,200名の中にも名を連ねていた。ハッチンソンが提案した計画と40年の私立の土地銀行計画とは、当時相対立する関係にあった。これら2人の詳細が不明である現在、これ以上立ち入った分析は出来ないが、銀行に加入すること自体から利益をえんとしたものと推定される。

表1 1738年の公立銀銀行応募者の社会・経済的地位

氏名	社会・経済的地位	備考
Ezekiel Cheever	ミドルセックス郡チャールズタウン選出の代議員。	A B C D F
Benjamin Clough		C
Thomas Cushing (不明-1746年)	ボストン商人、31年-46年代議員、42年-46年代議院議長。	A B C
Rufus Green		C E
Thomas Green		C E
Estes Hatch		C G
Thomas Hutchinson, Sr. (不明-1739年)	前出	C D E
Thomas Hutchinson	前出	C D
Peter Osgood	エセックス郡セイラム在住。なめし皮業者。	C G
William Pepperell (1696年-1759年)	26年代議員、27年-59年迄参議員、18年間参議會議長、漁業と造船業と对外貿易によって巨富を築いた大商人。	C
John Procter		C
Edward Richardson	エセックス郡ニューベリー在住。	C
Edward Rogers		C
John Smith		C
Ebenezer Thornton		C
Timothy Thornton		C
Nahum Ward	ウースター郡シェルーズベリー選出の代議員。	C
Wells & Cordis		C
Samuel Welles	参議員、ボストン商人、富裕家族の1人、33年、40年の私立銀銀行理事。	A B C D E F
Jacob Wendell	参議員、ボストンの有力商人、33年の私立銀銀行理事。	A B C D F
John Wheelwright	ボストン選出の代議員、商人。	A C
Benjamin Woods	ミドルセックス郡マールバロ在住。	C

A : 33年のロード・アイランド政府発行の土地銀行券受領拒否協定賛同者。 B : 33年の私立銀銀行応募者。 C : 38年の公立銀銀行応募者。 D : 39年の公立銀銀行応募者。 E : 40年の私立土地銀行発行の土地銀行券受領拒否協定賛同者。 F : 40年の私立銀銀行応募者。 G : 上述のいずれかに参加した者で、かつ40年の私立土地銀行応募者。

(出典: Davis, Banks, pp. 279-281. J.H.R., vol. 15, pp. 3-7. DAB. より作成。)

表2 1739年の公立銀銀行応募者の社会・経済的地位

氏名	社会・経済的地位	備考
Richard Bill	37年-41年参議員。	A B D F
James Bowdoin (不明-1747年)	ユグノー亡命者、指導的商人の1人となり、ニューイングランドにおける最大の財産所有者の1人となる。33年、40年の私立銀銀行理事。	A B D E F
Francis Brinley		D F
Ezekiel Cheever	前出	A B C D F
George Cradock		D F
Thomas Hutchinson, Sr.	前出	C D F
Thomas Hutchinson	前出	C D
John Jeffries	参議員。	D
Samuel Sewall	ボストン選出の代議員、富裕かつ名門家族の1人。 33年、40年の私立銀銀行理事。	A B D E F
Samuel Welles	前出	A B C D E F
Jacob Wendell	前出	A B C D F

(備考ならびに出典は表1と同一)

に、この前後に加担した銀行と協定を示した。38年には22名、39年には11名が応募した。5名が双方の計画に参加しているため、計28名がこれらの計画への応募参加者である。資料が余りにも少ないため断片的な分析にとどまらざるをえないが、調査した人々は28名中の15名、全体の53.6%である。しかも15名中、一部を除き大部分が詳細不明である。参議員は28名中6名が参加する一方、代議員も104名中6名が加担した。ボストン選出の代議員が4名にも達していたことは、注目に値する。

これらの政治家も含みボストン商人もしくはボストンを拠点とした商人は、9名である。このうち、ハッチンソン父子、ペパレル (William Pepperell)、ウェルズ、ウェンデル、ボードアン (James Bowdoin)、シューウォルは有力な大商人である。なかでも当時余りにも有名な大商人はペパレルであろう。彼は長年参議員ならびに参議会議長を務める一方、本業である漁業・造船業を営んだ。南部植民地、西インド諸島、地中海諸国、さらにはイギリス本国との対外貿易にも従事し、莫大な財産を遺した。彼の財産を相続した息子は後日ロン

トンに亡命したが、メイン沿岸30マイルにわたる所有地を没収された。⁽⁴⁾

応募者を地域的に見ればボストンが圧倒的に多い。ミドルセックス郡チャーチズタウン、エセックス郡ニューベリー、同郡セイラム等のような海港都市からも応募申込があった。興味深いことに、ウスター郡シュルーズベリー、ミドルセックス郡マールバラのような純粋内陸タウンに居住する人々も参加した。33年の私立銀銀行の場合、利用出来た断片的な資料からは内陸タウンの居住者はこれに参加していなかった。この時期に至ると安定した通貨の発行を目指した計画が一部とはいえ、内陸タウンからも支持をえたことは注目に値する。彼等は市場経済に巻き込まれながら、多分に上述のボストン商人との取引関係を通じ、これに参加したものと推察される。かく考えるならば、ディヴィスの見解は大筋において正しいものとしても、ボストン以外の海港都市や純粋内陸タウンの人々も参加していたことを忘れてはならない。

各応募者による応募申込額は、ハッチンソン父子を除き判然としない。38年の場合、総額1万9,000ポンドが応募されたが、父は2,500ポンド、息子は1,500ポンドを申し込んだ。39年の場合、1万3,000ポンドが応募され、父は3,000ポンド、息子は1,000ポンドであった。上述の経緯とこのことからして、メッツの指摘したようにこの計画の主要な提唱者が、ハッチンソン父子であったことはほぼ間違いないところである。

次にこれらの応募者を、33年、40年の私立銀銀行への応募者・理事と比較・検討しよう。

① ハッチンソンが批判した33年の私立銀銀行に参加しながら（91名）、なおかつこの38年と39年の計画に参加した人数は7名である。それは、ビル（Richard Bill）、ボードアン、チーバー、クッシング、シューウォル、ウェルズ、ウェンデルである。ちなみに、33年の応募者91名のうち40年の計画にも参加した者は、27名にも達した。

② 40年の私立銀銀行に参加し（106名）、かつこの計画に加担した人数は同じく7名である。ビル、ボードアン、チーバー、クラドック（George Cra-

(4) ペパレルについては、*DAB.*, ペパレルの項目, pp. 456-457. 今津, 前掲書, 193頁。鈴木圭介『アメリカ経済史研究序説』日本評論社, 1949年, 19頁。

dock), シューウォル, ウエルズ, ウェンデルである。

③ 33年, 40年の双方の私立銀銀行に理事として参加した人数は6名である。このうち38年と39年の計画にも関与した者は, 3名である。ボードアン, シューウォル, ウエルズである。ウェンデルは40年の計画には理事としてはくわわらなかつたが, 応募者として関与した。

④ 33年, 40年の双方の私立銀銀行に理事として参加するが, この38年と39年の計画に参加しなかつた者は, エドワード・ハッチンソン (Edward Hutchinson), ホール (Hugh Hall), ウィンズロー (Joshua Winslow) である。

これからも明らかなように, ハッチンソンが批判し, 参加しなかつた33年と40年の私立銀銀行への参加者, もしくは理事の一部は, 紛れもなく38年と39年の計画に関与していた。有名な大商人の中にあってハッチンソン父子以外では, ペパレル1人のみがこれら2つの私立銀銀行に参加しなかつた。応募者を調査する限りでは, 公立・私立の銀銀行の推進者には明確な線引は出来ない。ほぼ同一の有力な大商人と大政治家の一部がともにかかわっていた。ただ, ハッチンソンの叔父エドワード (4代目ハッチンソンの弟), さらには海外貿易, とくにイギリスとの取引に従事していたホール, ウィンズローがこの政府による公立銀銀行計画には全く参加しなかつた。

前述のディヴィスは, この点についてほぼ次のように論述している。これら3つの銀行計画に参加した人々はいずれも全体として hard-money man であり, その達成方法をめぐり, わざかに差違があるに過ぎない。ある人々は政府主導によって正貨支払の復帰を図り, 他の人々は私立銀行によってこの目的を達成せんとした。別の人々はこの双方のいずれを問うことなく, 上述の目的を成就せんとした, ⁽⁵⁾ と。推進層を見る限りでは, このディヴィスの指摘は正しい。しかしながら, 行論中に明確にしたように, 同じ硬貨主義者であっても, ハッチンソンはその意味では強硬であった。ハッチンソンの計画では発行量それ自体が6万ポンドであったのに対し, 33年と40年では11万ポンド, 12万ポンドであった。さらにハッチンソンは発行した証券を銀1オンス6シリング8ペ

(5) Davis, Banks, p. 276.

シスとリンクさせたのに対し、33年、40年ではそれぞれ19シリング、20シリングであった。同じく銀・金とリンクした安定した通貨の発行と硬貨支払の復帰を目指したといえども、その内容の差は注目しなければならない。また、政府発行の不安定な公的信用証券とも絡み、彼はこの私立の銀行券が一般的な通貨として流通することに疑問をいだいた。ハッチンソンは政府が主体となる統一的かつ強硬な貨幣・通貨改革こそが、マサチューセッツを救える道と考えた。

この提案が実現されるためには、挫折理由とも密接にかかわるが、何よりもまずはそれ相当の銀・金が商人の手元にかなりの程度保存されている必要があった。現実の応募者が余りにも少なく、しかも目標の6万ポンドにはるかにおよばない額にしか達しなかったのも、銀・金が不足していたからである。これは、33年、40年の場合、申込受付と同時に目標額がただちに達成されたのとは対照的であった。ハッチンソンと取引関係にある、ひいては安定した通貨を何よりも模索していた人々が、これに参加したものと考えられる。

それでは銀行計画・応募者の中にあってその中核をなした大商人は、果たしてどのような経済的利害を有していたのであろうか。彼等はいずれも土地を含むこの地域きっての財産所有者に名を連ねており、一部は政治家として有力なポストを掌握していた。彼等は商人としても最高のランキングに属しながら、海外取引ひいてはイギリスとの直接取引に従事し、何人かはイギリス本国と密接な関係を持ち、ある場合には委託販売人になっていた。彼等は本来、海外、とりわけイギリス本国へ支払う金属貨幣たる铸貨こそを唯一の貨幣としていた。とはいって、銀・金貨幣の確保の困難と不安定通貨の流通状況に鑑み、何らかの打開策を提示せざるをえなかった。時あたかも、項目2.で述べたごとく、ハッチンソン自身も41年が刻一刻と近づくにつれ、この信用証券さえも回収され、交換手段は流通界から姿を消すのではないかとの危機感をいだいていた。

ここに至り、彼等は銀・金に裏付けされた証券を発行し、流通量を増大させる一方、10年間かけて銀・金貨幣の同植民地への流入・復帰を企図した。このことは海外製品、とりわけイギリス本国からの輸入製品の販売を間接的ながらも促進せしめる効果を期待させ、商人としての彼等の利害を決して損なうものではなかった。

6. 銀行計画挫折の理由とイギリスの対応

〔I〕 銀行計画挫折の理由

本計画の挫折理由を検討しよう。まずはデイヴィスとメッツの見解を示し、さらに私見を展開したい。両銀行計画の挫折理由について、デイヴィスとメッツはほぼ同じような見解を示した。政府発行の公的信用証券（公立土地銀行券を含む）は確実に減価している上に、ロード・アイランド政府発行の土地銀行券⁽¹⁾のマサチューセッツへの流入により、減価に一層拍車がかけられた。こうした事態がこの新規の計画への応募申込をためらわせた、と。⁽²⁾ メッツはさらにこの計画の不確実な性質が、人々をしてこれに関与することを躊躇させたとした。⁽³⁾ この場合、彼の言うその計画の不確実な性質とは、計画の内容それ自体に問題があるとしたのであろうか。それとも、ほぼこれと同じような34年の計画が、かつてベルチャー総督より拒否され、⁽⁴⁾ 今回もまた認可をえられなかった、いわばこうした不鮮明な状況全般を示したのであろうか。彼の文脈からは判然としない。ただし、ベルチャー総督自身この法案を拒否した38年1月4日の所信演説で、この計画はあらゆる面において良好な目的に応える資格があると表明した。⁽⁵⁾

したがって、筆者の調査では、ベルチャー総督の目から見て、この時期この計画の内容それ自体には、それほど不満はなかったように思われる。植民地時代マサチューセッツにおいていくつかの銀行構想が提案されたが、これ以上安定した通貨の発行を目指したもののは少なかった。この法案に国王の署名をえるよう努力するとして、商務院へ書簡を送ったのも、計画者の強い要求があった

(1) この時期、マサチューセッツ発行の信用証券の流通量は減少している。にもかかわらず、この通貨が減価している事態は、ロード・アイランド政府発行の銀行券のマサチューセッツへの流入によるものと思われる。

(2) Davis, *Currency*, p. 142. Metz, *op. cit.*, p. 479.

(3) *Ibid.*

(4) これには4代目ハッチンソンが深く関与した。結局は、代議院ならびに総督の反対にあい失敗した。J.H.R., vol. 12, p. 101. Davis, *Currency*, pp. 139-140. Metz, *op. cit.*, pp. 454-455, 472.

(5) J.H.R., vol. 15, p. 264. Metz, *op. cit.*, p. 472.

こともさることながら、この内容自体をベルチャー総督が一応は認めていたからであろう。後段において論及するが、彼ならびにイギリス本国にあってはむしろこの計画を許可するためには、既発の公的信用証券の回収こそが問題であった。

ところが、ベルチャー総督も一応認めるこの銀行計画の内容自体が、実はこの銀行への支持・推進層ひいては応募者を現実に見つけることを困難にした。これこそが、最大のネックであった。応募者は1,000ポンドにつき毎年105ポンドを10年間にわたり 1 オンス 6 シリング 8 ペンスの銀、もしくは 1 オンス 4 ポンド 18 シリングの金で支払わねばならなかった。5 年目と 10 年目の末における銀行券と銀・金との交換は、まさに応募者によって返済されたこれらのお金で行われるはずであった。応募者はもとより応募申込額が当初みこした予想よりもはるかに少なかったのは、確保出来る金属貨幣が十分でなかったためと思われる。さらに過去の経緯からして、総督ひいてはイギリス本国の許可をさええられないとの状況は、人々をしてこれに積極的に加担することをためらわせた。しかしそり重要なことは、現実にこの計画に見合うだけの金属貨幣の入手が大商人といえども容易ではなかったということである。このことがまさにこの計画の最大の挫折理由と考える。同じく、銀・金とリンクした安定した通貨を求めようとした人々であっても、ハッチンソンの説くような強硬な貨幣・通貨政策には多くの人々が追随しえなかった。より穏和な形態でこうした hard-money man を迎え入れようとした 33 年、40 年の私立銀銀行には、100 名前後の応募者が参画した。こうした多数の応募者が関与したことは 40 年の場合、私立土地銀行への対抗関係を無視しては考えられないが、それにしても当時におけるボストンを中心とする商人階層の現実の要求がどの辺りにあったのかを垣間見ることが出来る。応募者をすべて hard-money man として一括してとらえるディヴィス、メッツには、こうした挫折理由の認識が欠如していた。

〔Ⅱ〕 イギリスの対応

すでに既述したごとく、ベルチャー総督は参議会と代議院を通過したこの法案を国王訓令に矛盾しているとの理由で拒否する一方、これらに対し国王の許可をえるべく約束した。ベルチャー総督は 39 年 1 月 23 日、その趣旨に沿った書

簡を商務院へ送った。それを見て商務院はその回答を示した。その経緯と内容を検討しよう。ここではベルチャー総督ならびにイギリス本国のこの銀行に対する政策スタンスもしくは姿勢を鮮明にしたい。まずは、その経緯を示せば次の通りである。⁽⁶⁾

① 1739年3月13日。商務院はベルチャー総督から1月23日付けの書簡を受理する。これには39年1月に参議会と代議院を通過した法案が同封してあった。商務院はこの法案を検討し、かつウィルクス (Mr. Wilks)——植民地政府連絡員——⁽⁷⁾に出席するよう要請する。

② 同年3月15日。21日の水曜日にこの問題を検討するよう決議する。⁽⁸⁾

③ 同年3月21日。紙幣通貨の状況につき検討する。⁽⁹⁾

④ 同年3月23日。ニュー・イングランドと取引しているベーカー (Mr. Baker), スタンドフォード (Mr. Standford) ならびにその他の商人達は、⁽¹⁰⁾ ウィルクスとともに出席し、この問題につき議論をすすめる。

⑤ 同年3月30日。ニュー・イングランドと取引しているスタンドフォード, タウンゼンド (Mr. Townsend) 両氏とその他の商人達は、この法案に反対の旨の内容を含む2つの書類を配布し、かつ朗読する。ウィルクスも出席する。⁽¹¹⁾ 商務院は陛下への陳述書の草稿を準備するよう命令する。

⑥ 同年4月3日。商務院は陳述書の草稿を検討する。いくつかの修正を行った後、別の機会にさらに検討するよう指示する。⁽¹²⁾

⑦ 同年4月10日。陳述書の草稿にいくつかの修正を行った後、それを筆記するよう命令する。⁽¹³⁾

(6) これは *Board of Trade Journal*, vol. 7. によるが、部分的には Metz, *op. cit.*, pp. 490-491. Davis, *Currency*, pp. 147-148. にもある。

(7) *Board of Trade Journal*, vol. 7, p. 272.

(8) *Ibid.*

(9) *Ibid.*, p. 273.

(10) *Ibid.*

(11) *Ibid.*, p. 274.

(12) *Ibid.*

(13) *Ibid.*, p. 275.

- ⑧ 同年4月11日。陳述書が同意され、署名される。⁽¹⁴⁾
- ⑨ 同年8月10日。ウィルクスはその内容を示した書簡をベルチャー総督へ
送付する。⁽¹⁵⁾
- ⑩ 同年10月5日。ベルチャー総督はその内容を議会に提示する。⁽¹⁶⁾

議会に示された回答内容は6項目から構成されており、もしこの6項目が遵守されたならば、この計画にかかわる法案は同意されよう、とあった。それを要約すれば、次のようである。

① 1727年以前に発行されたすべての証券が回収される迄は、新しい証券は流通してはならない。

② 新しい証券は、27年以降に発行され、流通している（古い）証券が毎年回収される以上には発行してはならない。39年、40年、41年に証券の償還を規定しているすべての法律は厳格に遵守され、これらの証券がこれにしたがって回収されねばならない。

③ 新しく計画された6シリング8ペニスの証券は、銀1オンスと等価とすべく提案されているので、その規定どおり、新証券はその価値に固定されねばならない。これ以上もしくはこれ以下の比率にて、この証券を支払ったり受領してはならない。

④ 交換にかかわる大きな動搖を阻止するために、新しい証券は提案された5年と10年の末という2回の時期に代わって、3年、6年、10年目の末に、すなわち3回にわたり償還すべきである。

⑤ （この貸付の）借用者の支払不能やその他の不運な出来事によって発生した不足額を申し分ないものにするために、適当な規定を設けるべきである。

⑥ 金・銀もしくはその他のいずれかの正貨ないしは商品でなされた特別の契約は、この法律によってはどのようにも影響されない。なお、この法律は国王の裁可をえる迄は効力を発揮しない、との条項を挿入しない限り、総督によって同意されてはならない。

(14) *Ibid.*

(15) *J. H. R.*, vol. 17, p. 141.

(16) *Ibid.*, pp. 141-144.

(17) *Ibid.*, pp. 143-144.

こうしたイギリスの反応の仕方は、この計画そのものに対してはいくつかの欠点を認めつつ、概して好意的なように見える。しかし、流通している公立土地銀行券を含む既発の公的信用証券の回収を命じ、さらには39年、40年、41年にそれぞれ償還を規定した各法律の厳格な実施なしには、一切認可しないと命じたところに、厳しい姿勢がうかがわれる。もっとも、既発の公的信用証券の回収が当時の植民地にあっては事実上不可能であり、あるいはそれを実施するとすれば今後3年間に大幅な増税を行わねばならず、到底実現の可能性は少なかった。この回答はこの計画それ自体の実現もさることながら、この計画が成立するための前提条件の整備を訴えているものと思われる。イギリス本国は従来より植民地の貨幣不足に鑑み、ある程度の公的信用証券ないしは公立土地銀行券の発行を認めていた。これは、植民地を独占的に収奪するためにも本国の利害を損なわない限度内において植民地を貨幣経済的に発展させることは必要であり、その前提ともいるべき通貨供給をある程度黙認することを本国当局は必ずしもマイナスとばかり考えなかつたためである。まして、マサチューセッツは本国に必要な特産物や原料の供給地としてはほとんど期待出来なかつたが、本国の工業製品の販売市場としては重要な地位にあった。穏和な通貨の発行は購買力を確実に創出し、その一部が本国製品への購買力を喚起し、輸入増大に貢献することはほぼ間違いないところであった。しかし、公的信用証券の流通量がすでにイギリスのこの限度をはるかに超えるものであり、これ以上の発行はイギリス本国の対マサチューセッツ向け貿易業者・資本投資家の不安を増大するばかりでなく、植民地が経済的自立を達成するための必須の条件である貨幣・金融制度の発達を許すこととなり、到底黙認出来るものではなかつた。イギリス本国の対植民地の通貨・銀行政策の基本線が、ここに示されている。と同時に、こうしたイギリスの基本姿勢が、政府による公立の銀銀行の組織・設立を困難なものにした。ここに通貨の発行ひいてはこの銀銀行をめぐり、植民地とイギリス本国との間に基本的な対立関係があった。この関係は、すでに1714年のコルマンの銀行計画にあって見られた現象であったが、⁽¹⁸⁾ハッチンソンの銀行計画を契機としてこの計画はもとより何よりも既発の公的信用証券をめぐり、両者の間に険悪な状況が漂いはじめることとなつた。

(18) 抽稿「コルマンの銀行企画について(1)(2)」『経済研究』(大阪府立大学) 第31巻第1号・第31巻第2号、1985・1986年。

7. むすび

以上見てきたように、1730年代後半に企図された政府運営の公立銀銀行計画は、発行証券を銀1オンス6シリング8ペンスとこれに相当する金とリンクさせ、安定した通貨の供給を図ったものだった。この計画はまた、植民地に銀・金を基礎とした統一的な貨幣・通貨制度の確立を目指したものだった。植民地時代マサチューセッツにおいてさまざまな銀行計画が提案・企図されたが、この計画以上に安定した通貨の発行を求めた試行は少なかった。この計画は、当時における最も強硬な硬貨主義者ハッチンソンや彼の父によって推進された。ボストンを中心とする有力な商人と政治家の一部が参加する一方、少數ながらその他の海港都市や内陸都市に居住する人々もかかわった。彼等の一部は、海外取引ひいてはイギリスとの直接取引に従事し、そこへ支払う金属貨幣たる铸貨を唯一の貨幣としていた。しかし、銀・金貨幣の確保の困難と不安定通貨の流通状況に鑑み、銀・金に裏付けされた安定した通貨を発行して流通量を増大させる一方、10年間かけて銀・金貨幣の同植民地への流入・復帰を企図した。このことは海外製品、とりわけイギリス本国からの輸入製品の販売を促進せしめる効果を持ち、彼等の利害を大きく損なうものではなかった。

しかし、この計画が成功するためには、借用者たる応募者の手元に、発行通貨とリンクする上に必要な銀・金を確保しておかねばならなかった。応募者ならびに応募申込額が当初予想したよりも極端に少なかったのは、銀・金が何よりも不足していたためであった。イギリス本国もまた、政府発行の既発の公的信用証券の回収を第一とするために、これを許可せず、結果は無残にも失敗した。実はこうした銀行ひいては通貨の発行をめぐる問題の背後には、植民地人同志の間の対立は見られなかったが、植民地とイギリス本国との間には対立があった。こうした関係はすでに1714年のコルマンの銀行計画にあって現れた現象であったが、ここに至りより一層鮮明に表面化したものであった。そして別稿において明らかにするように、植民地とイギリス本国との間のこうした対立は、1740年の土地銀行をめぐり頂点に達した。1740年の私立の土地銀行、さらにはこれと対立・競合する形の私立の銀銀行企画が登場したのは、政府主導によるこうした公立の計画が失敗した直後であった。